

2026年度（令和8年度）釧路市共通使用封筒広告募集要項

1 概要

釧路市では、地域経済の活性化や新たな財源確保を目的として、市の各課で共通に使用する封筒の広告掲載を募集します。

2 広告の規格等

(1) 広告スペース

長形3号・角型2号各封筒の表面で、サイズについては下記のとおりとします。
別紙のイメージ図もご覧ください。

	長形3号	角型2号
封筒サイズ	縦23.5cm×横12.0cm	縦33.2cm×横24.0cm
うち広告サイズ	縦5.5cm×横6cm	縦14.2cm×横10cm

(2) 広告印刷の色

単色（封筒表面の刷色（濃グリーン）と同色）

(3) 広告掲載を予定する封筒の1四半期あたりの平均枚数

長形3号 — 約34,300枚

角型2号 — 約10,200枚

合 計 — 約44,500枚

※2025年度（令和7年度）の予定数量を掲載しております。

(4) 広告掲載期間

掲載期間	第1四半期 (2026年4月～ 2026年6月)	第2四半期 (2026年7月～ 2026年9月)	第3四半期 (2026年10月～ 2026年12月)	第4四半期 (2027年1月～ 2027年3月)

※掲載期間は3ヶ月単位となります。

※ただし、広告掲載期間に作成した封筒の在庫が残った場合、広告掲載期間終了後においても使用できるものとします。

(5) 封筒の主な予定送付先

	第1四半期 4月～6月	第2四半期 7月～9月	第3四半期 10月～12月	第4四半期 1月～3月	全体の枚数 に対しての 各送付先の 割合	
予定使用枚数	約44,500枚	約44,500枚	約44,500枚	約44,500枚		
主な送付先 <small>(予定)</small>	医療機関 65歳以上の高齢者 (生活保護世帯も若干含む) 【介護高齢課、社会援護課等】	14,870枚	14,230枚	14,265枚	14,230枚	約28%
	子育て世帯 【こども育成課、こども支援課、健 康推進課等】	4,950枚	6,200枚	6,550枚	5,825枚	約12%
	教育関係施設 小・中学生の保護者 【教育委員会等】	1,540枚	3,115枚	2,960枚	2,865枚	約3%
	税金納入義務者 【納税課等】	1,740枚	1,740枚	1,740枚	1,740枚	約4%
	障害者支援施設 障害者手帳を所持している方 【障がい福祉課等】	0枚	0枚	0枚	5,750枚	約6%
	市営住宅入居者 【住宅課等】	0枚	150枚	0枚	0枚	約0%
	他の自治体 【戸籍住民課等】	2,505枚	1,705枚	1,705枚	2,505枚	約2%
	その他	18,895枚	17,360枚	17,280枚	11,585枚	約42%

※【】内は主に封筒を送付する担当課となります。

※2025年度（令和7年度）の予定数量を掲載しております。

3 広告掲載料等

- (1) 広告掲載料は、いずれの期間も一律30,800円（消費税及び地方消費税を含む）とします。（長形3号・角型2号の両方を合わせた価格です。）
 - (2) 広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担とします。
 - (3) 既に納付した広告掲載料は、返還しません。ただし、市の責めに帰する理由により、広告を掲載することができなくなったときは、この限りではありません。

4 募集（申込み）方法

- (1) 募集受付期間は2026年(令和8年)1月5日(月)～2025年(令和7年)2月27日(金)とします。

- (2) 「釧路市共通使用封筒広告掲載申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、提出して下さい。（郵送可）
- (3) 第1四半期～第4四半期の中で希望掲載期間を申込みして下さい。（複数可）
全ての掲載期間を申し込むこともできます。
- (4) 広告原稿（紙ベース及びデジタルベース）は第1四半期掲載の申込みをする場合は、「釧路市共通使用封筒広告掲載申込書（様式第1号）」を提出する際に併せて提出して下さい。
第2四半期以降の掲載の申込み分については、指定された期限までに提出して下さい。
(郵送可)
- (5) 長形3号・角型2号の両方を合わせた募集となりますので、片方だけの申し込みはできません。
- (6) 申込みの際には、釧路市広告事業実施要綱、広告掲載基準、釧路市共通使用封筒広告掲載等基準に記載された内容を遵守してください。
- (7) 同一の掲載期間の申込者が2者以上あるときは、抽選により広告主を決定します。
- (8) 結果については、決定者には2026年（令和8年）3月6日（金）までに電話連絡を行い、併せて申込者全員に通知書を郵送いたします。
- (9) 広告主として決定した者は、広告掲載料を指定された期限までに納入通知書により納入してください。

5 掲載条件等

- (1) 広告の掲載内容等については、釧路市広告事業実施要綱、広告掲載基準、釧路市共通使用封筒広告掲載等基準に記載された内容を遵守すること。
- (2) 前記(1)に属さないものであっても、市民等への影響が多大なものについては事前に契約管理課と協議すること。
- (3) 掲載内容については、景品表示法など広告表示に関連のある法律等に抵触しないよう十分に留意の上原稿を作成すること。
- (4) 広告原稿は、契約管理課と協議の上、修正を指示する場合があります。
- (5) 広告スペース内に「広告」と表示すること。
- (6) 要綱第11条各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消す場合があります。

6 お問い合わせ先・お申込み先

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市 総務部 契約管理課 契約係

TEL：0154-31-4508

FAX：0154-25-9505

E-mail : ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp